

目次

1. 市場規約	1
2. 出品規定	8
3. 落札規定	14
4. 検査規定	18
5. 評価点基準	20
6. 裁定規定	22
7. 車輛搬入出管理規定	27
8. 自動車税規定	29

○クレーム関連細則

○ワンプラ細則

ベイオーク規約

この規約は、ベイオークとベイオークの主催するオークションに登録参加する者（以下「契約者」という）との契約内容です。本規約はベイオークに登録参加しようとする者が所定の登録参加申込書及びベイオークが要求する書類を提出し、所定の手続を完了した後に、ベイオークが登録参加の承認を書面でお知らせして契約の効力が生じた時に、それに伴い発効します。

市場規約

この市場規約は、ベイオークの主催するオートオークション市場（以下単に「オークション」という）の運営基本方針と、市場参加者の遵守義務を定めたものである。

【 第一章 基本方針 】

■目的について

第1条

1. 当オークションは、当オークションに車輛を出品する者（以下「出品店」という）と当オークションにて車輛を落札し購入する者または落札しようとする者（以下「落札店」という）との仲介を厳正・公正・安心に行う事を基本方針とします。
2. 当オークションは、ベイオーク基本方針に基づき出品店と落札店双方の利便が、公正かつ均等に生じ、よって業界の発展に寄与することを目的とします。

■オークション情報の告知について

第2条

1. 当オークションは、開催日、名称、開催時間等は、ベイオークの掲示及び、ホームページ（以下「ベイネット」という）に掲載するものとします。
2. 前項について、ベイオークの運営上、変更した場合もベイオークの掲示及びベイネットに掲載するものとします。

【 第二章 契約条件】

■契約者情報について

第3条

1. 当オークションは、契約者または従業員の個人情報（以下「契約者情報」という）について、オークション運営を円滑におこなうため、業務委託先及び業務提携先、一般社団法人日本オートオークション協議会等に提供することができるものとし、契約者はこれに承諾するものとします。
2. 当オークションは、以下の各号のいずれかに該当する場合、第三者に対して契約者情報を開示できるものとします。
 - (1) 開示することについて契約者の同意があったとき。
 - (2) 法令に基づき、裁判所、弁護士会または、その他の公共機関からの開示請求があったとき。
 - (3) その他、ベイオークが紛争の解決および公正なオークション運営を行うため、情報開示が妥当と判断し

たとき。

3. 当オークションは、取引により、契約者間に紛争が生じた場合で、ベイオークのあつせん、または仲裁が不調に終わったとき、当該契約者に対して、契約者情報を開示できるものとし、契約者はこれを承諾するものとしします。
4. 契約者情報の取扱いについては、本規約に定めるもののほか、ベイオークが別途定める個人情報保護方針に従って取り扱うものとしします。

5. 会員情報の提供

- (1) 当オークションは、円滑なオークション運営の実施を目的として、走行距離メーター改ざんの関与情報、支払い遅延情報、退会処分情報、倒産情報、古物営業法違反情報、反社会情報等を一般社団法人日本オートオークション協議会に提供します。
- (2) 当オークションが一般社団法人日本オートオークション協議会に提供した前項の情報は、同法人の参加会場によって共有されます。
- (3) 当社は、一般社団法人日本オートオークション協議会から取得した他会場における会員の情報を参考にして、取引の制限措置を実施することがあります。

■契約条件について

第4条

1. 契約者及び契約を申し込む者は、以下の条件を必要とします。
 - (1) 所轄公安委員会発行の古物商許可証を取得していること。
 - (2) ベイオークが認める常設の営業拠点を有し現に営業活動を行っていること。
 - (3) ベイオーク登録参加申込書及びベイオークが要求する必要書類を提出し、ベイオークより書面で承認を得ること。
 - (4) ベイオークより承認を得た後に、ベイオークが別途定める登録費を支払い、保証金をベイオークに預託すること。
 - (5) 本規約以外にベイオークが追加した別途条件に従うこと。
2. 以下の各号に該当する者は契約者となることはできない。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係者、総会屋およびその密接関係者その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）である者。
 - (2) 代表者、責任者、取締役または従業員等もしくは実質的に経営に関与する者が反社会的勢力である者。
 - (3) 反社会的勢力が経営を支配し、もしくは実質的に経営に関与していると認められる者。
 - (4) 反社会的勢力と密接な関係がある者。
 - (5) 反社会的勢力と取引関係がある者。
 - (6) ベイオークが契約者としてふさわしくないと認めた者。

■保証金について

第5条

1. 保証金の額はベイオークが別途定めます。
2. 保証金には利息はつきません。
3. 保証金は、契約者の当オークションに関わる取引債務、ベイオークが定めた費用における債務及びベイオークに対する債務を保証し担保とします。
4. 契約者が、市場規約第5条3における債務を履行しない場合は、ベイオークは保証金をその債務に充当できるものとしします。

5. 市場規約第5条4によって、保証金が不足した場合は、その契約者は、ベイオークが指定した日までに不足額を支払わなければいけません。
6. 契約者が解約をした場合、ベイオークはその解約者に債務と相殺した金額を返金します。

【 第三章 取引 】

■登録証について

第6条

1. ベイオークは、契約者に対して、登録証（以下「ポストカード」という）を交付します。契約者が当オークションに参加する場合は、これを携行しなければいけません。
2. 契約者がポストカードの盗難を含む紛失及び破損した場合、ベイオークは、その契約者にベイオークの定める再発行手数料を徴収します。
3. ポストカードの紛失による第三者の悪用があった場合、その紛失した契約者は、金銭を含む一切の責任を有します。

■取引方法について

第7条

1. ベイオークにおける取引は、ポスト&コンピューターオークション方式とします。
2. ベイオークにおける取引の方法は、ベイオークが別に定め、契約者はそれに従うものとします。
3. オークションは、原則として立会い調整とします。但し、開催日当日不在の場合は該当車輛オークション開始30分前迄に価格調整登録にて行えるものとします。

■コンダクター権限について

第8条

1. コンダクター（調整人）は、オークション状況によりスタート価格を変更できるものとします。
2. 出品店の立会い調整の有無に限らずコンダクター（調整人）は、調整価格もしくは希望価格に対し『以上』は1万円、『位』は3万円の調整幅を有するものとします。
3. 再セリはコンダクター（調整人）の判断による場合のみ、行えるものとします。但し、再セリを行う場合は必ず“売切”とし、応札無き場合は流札とします。

■商談受付について

第9条

1. 商談申込については、商談受付窓口（ポストカード必要）・館内外ベイネット端末・提携先インターネット端末のみとし、電話での受付は致しません。
2. 商談申込の優先権は、応札が有る場合に限り該当車輛セリ後10分を最終応札店とします。また最終車セリ後30分までの受付となります。
3. 商談申込価格は、最終応札価格の3万円以上とします。
4. 商談申込車輛に対しての商談取消もしくは落札後のキャンセルは、原則として受付致しません。
5. 書類不備・取消車輛の商談は、原則として行わないものとします。

■ワンプライスについて

第10条

契約者はベイオークにおける共有在庫業販サービス（以下「ワンプラ」という）を利用することができ、ワンプラにおける全ての取引は、現車会場での取引と同様とみなし本規約を適用します。但し別途細則を定めます。

■代金決済について

第11条

1. 落札店決済については、その契約者は、オークション当日に現金にて支払わなければいけません。
2. オークション開催同日において、出品成約車輛・落札車輛双方ある場合は、ベイオークが認めた場合限り、その契約者の決済額は、相殺額にできます。尚、契約者は、オークション複数回数による相殺額を決済額とすることはできません。
3. 車輛代金等振込の際、契約者・ベイオーク共に振込手数料は、振込人負担とします。
4. 落札店決済の内容については、別の定めによります。
5. 出品店決済の内容については、別の定めによります。

■手数料について

第12条

1. 当オークションにおける取引参加者は、ベイオークに所定の手数料を支払う義務があります。尚、この手数料は諸般の事情により改訂する場合があります。
2. ベイオークが出品受付した後の出品取消の場合は、原則としてその契約者に手数料の返却は致しません。

■自動車税について

第13条

落札店はベイオークが定める自動車税規定に基づいて、自動車税相当額をベイオークに預けなければなりません。

■クレーム及びトラブル処理について

第14条

1. 当オークションでの取引内容において品質及び仕様等の不良または誤表示の事実が判明した場合、別の定めに基づいてベイオークが出品店・落札店双方の調停処理または裁定を行います。
2. 第14条1以外のトラブルについても、ベイオークが調停処理または裁定を行います。
3. ベイオークの裁定の結果については、出品店・落札店共に、これに従わねばなりません。
4. 契約者とベイオークとの間に紛争が生じた場合には、大阪地方裁判所及び大阪簡易裁判所のみを第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに当事者双方は合意するものとする。

■禁止行為等について

第15条

契約者は、不適正な次の行為をしてはいけません。

- (1) 本規約・法律に違反すること。
- (2) 公序良俗に反すること。

- (3) オークション取引前に出品店と落札店の直接談合による売買行為。
- (4) 流札車の出品店と落札店の直接談合による売買行為。
- (5) 当オークション管理敷地内での放歌放吟、暴言暴行等、市場秩序を乱す行為、並びに品位を損なう行為。
- (6) ポスカード不着用でのオークション会場への入場。
- (7) 名義貸しによる出品・落札、ポスカードの貸与・ポス端末機の代行操作等の行為。
- (8) ベイオーク管理敷地内各事務所、調整室等への立ち入り行為。
- (9) ベイオーク社員に対する暴言暴行及び威圧的に困惑させる行為。
- (10) ベイオークに対する中傷誹謗や信用を傷つけるような言動や行為。
- (11) その他、ベイオークが認めない言動や行為。
- (12) クレーム・トラブル等の際、ベイオークが求める状況報告・資料提出を怠ること。
- (13) ベイオークに対して虚偽の報告をすること。
- (14) 故意・偶然・過失にかかわらず、ベイオーク品質基準・出品中止車輛と定めている車輛をベイオークに出品すること。
- (15) その他、ベイオークが禁止する行為。

契約者が、契約中及び契約後も含め、本規約違反やベイオークに損害を与えた場合、ベイオークは、その契約者やこの件に関わった者に対して損害賠償の請求をすることができます。また、その違反の程度に応じて取引停止や取引条件の制限ができるものとします。

■登録事項の変更に関する届出

第16条

契約者は登録事項（商号、住所、電話、その他の内容）に変更があった場合、変更が生じた日から1ヵ月以内に、所定の方法で変更の内容を届け出なければならないものとします。届出がない場合、ベイオークは契約者の取引制限を付すことができるものとし、それによって生じた損害についてベイオークは一切責任を負わないものとします。

■機械設備等の事故について

第17条

ポス&コンピューターシステム及び設備等が、不測の事故により運営できない場合は、契約者はベイオークの裁定に従うこととします。尚、オークション参加者に取引上の損害があってもベイオークは損害賠償の責任を有しないものとします。

【 第四章 解 約 】

■任意解約について

第18条

契約者は、任意に本契約を解約することができます。

■強制解約等について

第19条

契約者が以下のいずれかに該当する場合は、ベイオークは、事前通告することなくその契約者を強制解約することができます。

- (1) 車輛代金やベイオークに対する債務等の支払いを期日までに行わなかったとき。

- (2) 差押・仮差押・競売・会社更生手続・破産・和議等の申立てがあったとき。
- (3) 手形・小切手の不渡りがあったとき。または、支払いが停止をする恐れがあり社会的信用状態が悪化したとき。
- (4) 自ら走行距離の改ざんをした者。もしくは走行距離の改ざんを他人に依頼した者。
- (5) 走行距離の改ざんがあることに気づきながら、出品申込書の所定欄に「*」マークを記入しなかった者。
- (6) 本規約及び法令・条例に違反し、バイオークが一度注意を促したにもかかわらず、反省がない、もしくは第15条の禁止行為をおこなったとバイオークが認めたとき。

第20条

契約者は、第19条の強制解約に対し異議申し立てをしないものとします。

第21条

契約者が契約を解約もしくは解除となった場合、契約者は、その日にバイオークに対する債務を履行する義務を有します。また、契約者が契約を解約もしくは解除となった後に、その者のバイオークに対する残存債務については、その者の債務支払い義務は契約終了後も存続します。

■オークション参加登録の抹消について

第22条

バイオークは、契約者の解約と同時にバイオーク参加登録を抹消します。

【 第五章 提携オークションへの参加 】

第23条

1. 契約者は、バイオークが提携するオークションに登録参加申込の上、承認が得られた場合に限り参加することができます。
2. 契約者は、提携先のオークション規則及びこれに付随する諸規定を遵守するものとします。

【 第六章 規約の改訂・追加 】

第24条

1. 本規約、または諸規定の改定については、当オークション会場内に掲示するとともに、ベイネットに掲載することで告知するものとします。また契約者は、前項の会場掲示及びベイネットの掲示内容について随時確認をお願いします。
2. 契約者は、改定後に当オークション取引参加した場合、当該取引への参加をもって規約改訂・追加を承諾したものとみなします。

【 第七章 関係規定 】

■諸規定について

第25条

本規約で取り決める諸規定は次の通りです。

- ・出品規定
- ・落札規定
- ・検査規定

- ・評価点基準
- ・裁定規定
- ・車輛搬入出管理規定
- ・自動車税規定
- ・その他バイオークが別途定めている規定

出品規定

■目的

第1条

ベイオークは、オークション運営の基本方針に基づき取扱う商品が常に良好な品質である状態で管理・維持し、一般社会における経済活動に寄与することを目的としています。

■出品店の品質検査義務について

第2条

契約者は、ベイオークに出品（以下単に「出品」という）する際に、良質な商品をもって当オークションで取引をする義務を有します。その契約者は、次の項目を遵守しなければいけません。尚、ベイオークの行う品質評価は、独自のもので、契約者に資料提供するものであり、ベイオークがその商品の品質保証をするものではありません。

- (1) 本規約上の検査規定全般、特に同規定中の品質基準について十分に理解すること。
- (2) 検査規定及び良識・法令等に基づき、また、エンドユーザーの立場に立って、十分な商品の検査を行うこと。
- (3) 商品の仕様、品質の程度等をベイオークの検査規定に基づき誠実に申請すること。

■出品店の責任について

第3条

出品店は、商品車輛を出品した際に、次の責任を有します。

- (1) 出品店は、出品車輛の検査結果において責任を有します。
- (2) 当オークションでの取引の結果、品質クレーム等トラブルが生じた場合、出品店がその責任を有します。

■出品の条件

第4条

出品店は、次の条件を必要とします。

- (1) 出品店は、ベイオークとの契約者であること。
- (2) 出品店は、本規定第2条の品質検査義務を理解し、実行すること。
- (3) 出品店は、その出品車輛が成約した場合、オークション開催日を含む9日以内に、その車輛を譲渡するために必要な書類（以下「譲渡書類」という）をベイオークに提出しなければなりません。（ベイオークの長期休暇をはさんだ場合の引渡期限は別途定めるものとします）

*尚、この譲渡書類がオークション開催日を含む10日（通常翌週金曜日）以上経過してベイオークに到着した場合、出品規定第9条に定める「譲渡書類引渡し遅延ペナルティー」の対象となります。

- (4) 落札店からクレーム及びトラブルの申立てがあり、ベイオークが仲裁調停をする場合は、その出品店とその落札店は、ベイオークに求められた正確な報告義務を有し、積極的かつ円満に早期解決に協力すること。また、ベイオークが仲裁調停に難航したと判断した場合、その出品店とその落札店はベイオークが裁定した結果に従うこと。
- (5) 出品車輛は、違法な接合車（いわゆるニコイチ）等、法的にて抵触事項がないこと。
- (6) 出品車輛は、抵当権設定・差押等、金銭的に抵触事項がないこと。
- (7) 出品車輛は、ベイオークが別に定めるブロック規定に基づき出品されなければなりません。

- (8)未修復の事故現状車は指定するブロックで、ベイオークが定めた条件の基に出品できます。
- (9)自動車検査証における検査有効期間を有する（以下「検付」という）車輛でナンバープレートが無い車輛と封印が無い車輛は、出品できないこととします。但し、軽自動車に限っては、検付車輛でナンバープレートが付いていないものでも出品できることとします。その場合、出品申込票には必ず「プレート後日渡し」と記載し、その責任は出品店が負うものとします。また、その車輛の成約後は、ナンバープレートを譲渡書類と同時に譲渡書類引渡し期限内にベイオークに提出しなければなりません。ナンバープレートも引渡し期限が過ぎた場合、出品規定 第9条の譲渡書類引渡し遅延ペナルティー又はキャンセル料が適用されます。
- (10)冠水車・消火器跡車は、出品店のその申告がある場合に限り出品できることとします。
尚、オフロード競技車及びそれとみなす車輛（ベイオークの判断）は冠水車とします。
※冠水車・消火器跡車は、ベイオークにおける評価点基準を1点とし、リフレッシュブロックにて出品するものとします。
- (11)特殊燃料車（CNG・LPG・EV（電気））が敷地内で燃料・充電が不足した場合、出品を中止させていただく場合があります。また残量によっては出品店に補充をお願いする場合があります。

■出品手続について

第5条

出品店は、次の手順により出品手続を行うこととします。

- (1)出品店は、ベイオークの定める出品ブロックごとの搬入時間内に出品車輛をベイオークに搬入すること。
- (2)出品店は、ベイオーク所定の出品申込票に必要事項を記入します。また、ベイオーク検査規定に基づいて行った出品車輛の不具合箇所を必ず明記する事。尚、出品店は、誤解を招くような紛らわしい表現での記入の仕方や、出品車輛の不具合箇所を明記しなかった場合、いかなる場合においても、その責任は、出品店にあり、それを処理する義務を有します。
- (3)出品店は、出品申込票を出品車輛のダッシュボードの上等わかりやすい所に置いて、ベイオークの車輛搬出入係員の指定する場所に配置することとします。

■その他遵守事項について

第6条

1. 出品店は、自らの責任において自ら出品申込票を記入しなければなりません。また、やむを得ず、代理人に出品手続や出品申込票の記入を依頼した場合、出品店が、その全責任を負うこととします。
2. 出品リストの掲載内容が異なっている場合、出品店は、セリ開始60分前までにベイオークに所定の用紙にて申告し、訂正しなければいけません。この申告・訂正のない為のトラブル・クレーム等に関しては、その出品した者が責任を負います。
3. ベイオークは、検査有効期限が開催日から30日未満の出品車輛を検無車輛として取扱います。
4. 出品店は、検無車輛を出品する場合、その車輛のナンバープレートを必ず外して出品しなければいけません。また、対象車輛がナンバープレート付きでベイオークより搬出された場合、落札店にプレートの返却をお願いします。その場合、ベイオークが認めた別途費用に限り出品店負担とします。尚、双方が移転登録の書類で良い場合はこの限りではありません。但し、出品店より抹消依頼がありベイオークもしくは落札店が代行で抹消する場合、出品店は5,000円を速やかに支払わなければなりません。
5. 検付きとして出品する車輛については、その出品店は、出品申込票の所定の場所に検付有効期限の年月日と登録NO.を記入しなければいけません。また、その車輛が落札された場合、その出品店は、譲渡書類として自動車損害賠償責任保険証明書（以下「自賠責」という）を落札店に譲渡しなければなりません。

ん。その場合でも書類期限は出品規定第9条1に準ずるものとします。

6. **保証書・リモコン類・ナビロム類**等の付属品については、出品店は、盗難防止の為に出品車輛には積み込まずに、成約後に譲渡書類と同時にベイオークに提出することとします。尚、これを怠り、万一それらが盗難された場合、その出品店はこれらに関しての全責任を有し、また出品店はその処理を行う事を義務とします。
7. 出品申込票において必要事項（車台 NO. 等）が未記入の場合、その出品車輛は出品できないものとします。

■セリについて

第7条

当オークションにおけるセリ方法や手順については、別の定めによります。

■譲渡書類について

第8条

1. 有効期限について

譲渡書類（印鑑証明書等）の有効期限は、オークション開催日の翌月末日以上あることとします。

この場合、出品申込票の名変期限欄は未記入とします。

但し、次の場合、譲渡書類の有効期限はその限りではありません。

- ・譲渡書類の有効期限が、オークション開催日を含む20日以上ある場合。

これらの場合、出品店は、出品申込票の名変期限欄にその期日を記入しなければいけません。

尚、この場合、出品店の理由によりその譲渡書類がベイオークに到着することが著しく遅れた場合、ベイオークは、その有効期限を無効とすることができます。

2. 落札店に対する早期名義変更手数料（書類の有効期限不足によるペナルティー）について

出品申込票の名変期限欄に有効期限が記載されていないもので、その譲渡書類の有効期限がオークション開催月の翌月末未満しかなかった場合、出品店は、ベイオークを通してその書類に対して落札店の承認を得る必要があります。さらに、落札店に対する以下の早期名義変更手数料をベイオークに支払う義務を有します。

発行日から名変期限までの期限不足

期限不足日	…	1日～10日迄	10,000円
		11日～20日迄	20,000円
		21日以上	30,000円

また、この場合で、落札店の承認が得られない場合は、出品店は、そのオークション開催日を含む9日以内に有効な書類と差し替える義務を有します。

3. 自社名義にしなければならない譲渡書類について

譲渡書類は、全国の陸運支局及び検査登録事務所で移転登録可能な書類が完備しているものといたします。

尚、相続移転書類・会社倒産等による破産管財人の書類及び清算結了書類は受付できませんので、必ず自社名義に変更して出品して下さい。

4. 事業用ナンバーについて

事業用ナンバー登録の検査付車輛は出品できません。自家用登録変更後に出品するようお願いします。

5. リサイクル預託金額について

落札店は、出品票にリサイクル預託金額（以下「預託金額」という）が申告されている車輛を落札した場合、出品店にその金額を支払わなければなりません。

尚、出品店は資金管理料金を含まない預託金額を申告できるものとします。

但し、出品票に申告された預託金額に過剰申告があった場合、出品店はベイオークを通して落札店に返金しなければなりません。

※但し、この場合落札店が書類発送後1ヶ月以内に申告した場合のみ受付します。

6. 継続検査用納税証明書の取扱いについて

(1) 継続検査用納税証明書の提出

オークション開催月翌月までの検査付車輛については、譲渡書類に継続検査用納税証明書の提出が必要です。継続検査用納税証明書の提出がない場合は、不備書類扱いとします。

(2) 継続検査用納税証明書の請求

譲渡書類に継続検査用納税証明書の添付が無く、継続検査に必要となった場合、落札店は検査満了日の2ヶ月前からベイオークに請求することができます。

■譲渡書類引渡し遅延について

第9条

1. 譲渡書類の引渡しが所定の期日（成約日を含む9日以内の17：00まで）以上遅延した場合、その出品店は、次の遅延ペナルティーまたはキャンセル料を支払う義務を有します。

(1) 譲渡書類引渡し遅延ペナルティー

出品したオークション開催日からの書類遅延日数

10日目から発生 10,000円

以降1日に付き、 2,000円 加算します。

30日目 ～ 50,000円（上限50,000円）

(2) 譲渡書類引渡し遅延及び紛失等によるキャンセル

21日以上は落札店にキャンセルできる権利が発生します。落札店がキャンセルを申し出た場合、その出品店はこれを受理しなければなりません。

なお、30日目からキャンセルペナルティー50,000円が発生し、その出品店がその支払い義務を有します。

但し、キャンセルに伴うペナルティーの上限金額は100,000円とし、落札店の負担した手数料・往復陸送代及びベイオークが認めた諸経費について、別途その出品店がその支払い義務を有します。

キャンセルペナルティー 50,000円（30日目から権利発生）

(例)	遅延ペナルティー	キャンセルペナルティー	キャンセルの場合
21日目	32,000円	—	32,000円
30日目	50,000円	50,000円	100,000円

*譲渡書類において、ナンバープレートの外し忘れ等により抹消されていないものや、有効期限不足

により 差し替えを要するものや、自賠責保険が後日になるもの等、ベイオークが認めたものは、不備書類として扱いますので遅延ペナルティーの対象となります。

2. 出品店が、何らかの理由で譲渡書類を譲渡できない場合は、落札店は期間に関係なくキャンセルする権利を有します。その出品店は、キャンセル料100,000円と落札店の負担した手数料・往復陸送代及びベイオークが認めた諸費用の支払い義務を有します。

3. 不備・差し替えについて

(1) 譲渡書類が落札店に到着後に不足が発覚した場合、出品店には遅延ペナルティーが発生します。

ペナルティーの起算日は書類提出期限日とし、それ以後に発覚した場合の起算日は落札店より申告のあった翌日よりとなります。(土、日曜日、祝日は除く)

(2) 譲渡書類が落札店に到着後、差し替えが必要な場合のペナルティーは、落札店より譲渡書類がベイオークに到着した日より起算となります。

※ (1) (2) の場合、ペナルティーは書類遅延ペナルティーと同様とします。

■成約車の代金決済について

第10条

1. 成約車の譲渡書類がベイオークに17:00までに受付された場合、ベイオークの翌営業日以降の銀行営業日に、その成約車輻代金から出品料・成約料等の手数料を差し引いた金額を出品店に支払います。
2. その出品店にベイオークに対する債務やクレーム負担金及び損害金等の支払い義務がある場合は、ベイオークは車輻代金から差し引くものとします。また、この場合において、ベイオークが車輻代金をその出品店に支払済の場合や、車輻代金からその出品店の債務等を差し引いて不足があった場合は、その出品店は、ベイオークの請求通りにただちに支払う義務を有します。これに対する支払遅延の場合、ベイオークは、保証金もしくは還付計上中の自動車税（自動車税規定上のこと）から差し引くものとします。

■手数料について

第11条

出品店は、ベイオーク所定の手数料を支払うものとします。また、出品受付後の出品取消（日本オートオークション協会による『走行管理システム』にて走行距離改ざんの疑義が発覚したものを含む）の場合、ベイオークは、その出品店に対してその手数料を返金しません。

■自動車税について

第12条

本規約自動車税規定によります。

■福祉車両の消費税について

第13条

1. 福祉車両の消費税については原則出品店よりの申告があった場合、消費税非課税とします。
2. 出品店より申告がない場合、中古車として販売される際には対象装置の不良・欠品等条件を満たさない場合も考えられるため、消費税を計上するものとします。
但し、新車販売時に非課税対象車両に限り、落札店より書類発送日を含む7日以内に申告があった場合は消費税を返還するものとします。

■解約とクレームについて

第14条

クレームについては、本規約裁定規定によります。

■流札車の管理と搬出について

第15条

本規約車輛搬入出管理規定によります。

■受付時間について

第16条

1. 出品受付時間

前日出品受付時間は火曜日15:00となります。以降、水曜日11:00までの受付は当日ブロックとなります。

2. 書類受付時間

ベイオークへ直接、譲渡書類を持ち込みする場合の受付時間は、月～土曜日の9:00～17:00までとします。17:00を過ぎての入庫は翌日扱いとなる場合もあります。但しオークション当日はオークション終了後1時間まで当日受付とします。またベイオークが休業日の場合は受付いたしません。

落札規定

■目的

第1条

ベイオークは、落札店・出品店双方の取引を仲介し、その仲介をベイオーク基本方針に基づき行うことによって、双方に便益を供し業界繁栄の一助となることを目的としています。

この目的を貫徹する為に、ベイオークは、全ての参加者が平等な立場で参加できることをその精神として、本規定を定めます。

■落札店参加条件について

第2条

ベイオークに落札店として参加する者は、次の条件を満たし、遵守することとします。

- (1) 落札店は、落札規定第1条の目的を十分に理解し承諾をしていること。
- (2) 落札店は、ベイオークと登録参加契約をしていること。
- (3) 落札店は、その落札車の代金・ベイオークが定めた自動車税相当額・手数料等を落札店規定第6条の通りに支払うこととします。
- (4) 落札店は、落札車の名義変更をオークション開催日の翌月末日までに完了すること。但し、出品申込票に名変期限が記入されている場合は、その期日までに名義変更を行うこと。また、落札店の過失により、譲渡書類の有効期限の失効、書き損じが生じ、出品した者に譲渡書類の差し替えを依頼せざるをえなくなった場合、落札店は、落札規定第14条のペナルティーを支払う義務を有する。
- (5) 落札店は、オークション開催同日の全ての車輛代金とその時までのベイオークに対する債務をベイオークに完済した後にそれらの落札した車輛を搬出できる。
- (6) 落札店は、その落札車に不具合箇所があり落札店の正当な理由によるクレームがあった場合でも、ベイオークに積極的に協力し、円満な早期解決に協力すること。尚、クレームにおいて処理が難航した場合は、落札店はベイオークの裁定に従うこと。
- (7) メーカー保証継承費用については、落札店が負担する。

■落札店の商品品質確認について

第3条

落札店は、落札購入しようとする現車（ベイオーク管理敷地内商品車輛）を必ず下見し、品質を確認してから当オークションに参加することとします。

■セリについて

第4条

落札店は、ベイオークの定めたセリ方式に従うこととします。

■落札店の取引額について

第5条

ベイオークは、落札店の取引額の上限を定めることができるものとします。

■代金決済について

第6条

1. 落札店は、原則オークション開催日の当日に、落札車の代金・ベイオークが定めた自動車税相当額・諸手数料等の金額を支払わなければいけません。
2. 落札店は、その落札車に対するクレームがあってもその解決とは別にその車輛代金を決済しなければいけません。
3. やむを得ず落札店の決済が後日となる場合は、落札店は予めベイオークの承認を必要とします。ベイオークが承認した場合は、落札店は、ベイオークに対する債務の支払いはオークション開催日を含めた7日（通常翌週火曜日12：00）までにしなければいけません。
4. 落札店の落札車の決済が約束の期日を過ぎた場合、その落札店は、未決済金額に対し約束の期日の翌日より年利14.5%の遅延損害金をベイオークに支払う義務を有します。
5. ベイオークが認めた以外の未決済代金等がある場合は、その落札店の次回当オークションに参加できない事とします。
6. 未決済代金等が長期に至った場合は、ベイオークの参加契約を解約致します。

■手数料について

第7条

落札店は、所定の手数料を支払うこととします。

■自動車税について

第8条

落札店は、本規約自動車税規定通りに自動車税相当額を支払うこととします。

■搬出の際の検査義務について

第9条

ベイオークより商品車輛を搬出する者は、ベイオーク内において、本規約裁定規定に定める当日期限のクレーム内容や盗難等を十分に検査した後に車輛を搬出する義務を有します。この件に関しての車輛搬出後に対する責任は、車輛を搬出した者及びそれを依頼した落札店または出品店にあります。

■クレームについて

第10条

落札店の搬出後におけるクレームに関しては、落札店は、本規約裁定規定通りにベイオークに申し立てすることとします。尚、落札店がその車輛を第三者に転売した後や、その車輛を補修・修理を施した後は、ベイオークは、その車輛に対するクレームは一切受け付けません。

■落札車の解約について

第11条

落札店の都合により落札車を解約する場合は、次の条件の下で落札店は、落札車輛を解約することができます。但し、商談落札車輛についてはこの限りではありません。

1. 落札車の解約は、オークション当日の車輛落札後2時間以内かつオークション終了後1時間以内にできることとします。
2. 落札車の解約金として落札店は、50,000円と全手数料を支払わなければいけません。

■落札車の搬出について

第12条

落札車の搬出については、落札店は、本規約車輛搬入出管理規定の通りに行うこととします。

■車輛所有権の移転、落札車輛代金等不払いの場合について

第13条

1. 落札車輛の所有権は、落札店がベイオークに対して落札車輛代金等を支払った事を、ベイオークが確認した時点で落札店に移転するものとする。
2. 落札店が落札車輛代金等をベイオークに支払う以前に、ベイオークが出品店に対して成約車輛代金を支払った場合、ベイオークはその車輛代金等を担保にするために、代金決済まで当該車輛の所有権を留保するものとします。
3. 落札店が落札車輛代金等の支払いを遅延した場合、ベイオークは落札店の承諾を得ずとも当該車輛の名義をベイオークに移転できるものとし、落札店はあらかじめこれに同意する。この場合の名義移転にかかわる費用、自動車税その他の費用は、落札店の負担とします。
4. 落札店が落札車輛代金等の支払いを遅延した場合、ベイオークは第13条の2の所有権に基づき、落札店（落札店からの譲受人を含む）から、当該車輛を引き上げた上、これを売却し落札車輛代金に充当できるものとします。

■その他ペナルティーについて

第14条

1. 落札店の過失による譲渡書類の有効期限の失効や書き損じ等が原因で出品店に譲渡書類の差し替えを依頼する場合、その落札店は、次のペナルティーを支払わなければなりません。

譲渡書類の有効期限の失効及び書き損じ 30,000円 + 実費（ベイオークの裁定による）

尚、出品店は、この場合、積極的に協力するものとしませんが、その処理にあたって差し替え日数を要し問題が発生しても出品店は責任を負わないものとします。出品店の過失によってこの件が発生した場合は、この限りではありません。

また、差し替え期間の日数は名義変更遅延ペナルティーの日数からは除外します。

2. 本規約第14条1における譲渡書類の差し替えについて落札店は、必ずベイオークを通じて行うものとします。尚、落札店が名義人に直接譲渡書類の差し替えを依頼した事実が判明した場合、落札店は、50,000円のペナルティーを支払う義務を有します。
3. 落札店が譲渡書類を紛失した、もしくは盗難された場合、その落札店は、再発行ペナルティーとして50,000円とその出品店及びベイオークにかかった実費をベイオークに支払わなければいけません。但し、ベイオークは自賠責保険の再発行には応じないこととします。
4. 名義変更前に落札店もしくはそれに関わる者が落札車輛を走行使用し、出品店にスピード違反・駐車違反その他迷惑をかけた場合その落札店は、迷惑料として50,000円を支払わなければいけません。

■名義変更完了後のコピー提出期限について

第15条

1. 名義変更完了後の車検証のコピーについては、名義変更期限月の翌月5日までにベイオークに提出しなければいけません。万一名義変更後の車検証のコピー提出が提出期限を過ぎた場合は、提出期限の翌日

にベイオークにて現在登録証明の発行処理を行い、確認するものとします。

また、抹消された場合、できるだけ早く車検証のコピーをFAX・郵送して下さい。尚、FAXの場合は、ベイオークに到着の有無の確認をお願いします。

2. 名義変更後の車検証のコピー提出が提出期限を過ぎた場合、現在登録証明の発行処理を行った車輛は、手数料として2,000円を落札店に請求させていただきます。

3. 軽自動車の取扱いについて

軽自動車の自動車税については、名義変更保証金として落札店より10,000円お預かりさせていただきます。

保証金については、落札店がベイオークに名義変更完了後のコピーを提出した後、落札店に全額返金いたします。

なお3月開催については名義変更保証金として落札店より上限12,900円お預かりいただき、名義変更の結果により自動車税相当額として出品店にお支払いいたします。

但し名義変更完了後のコピー提出が提出期限を過ぎた場合は、落札店よりお預かりした名義変更保証金のうち10,000円を出品店に支払うものとします。

また自動車税に対しての不足金が発生した場合には後日請求させていただきます。

■名義変更、その他のペナルティーについて

第16条

名義変更が期日内に完了していない場合は、名義変更遅延ペナルティーとして、10,000円を徴収し以降遅延7日毎に10,000円を加算するものといたします。但し、名義変更遅延ペナルティーの上限は50,000円といたします。

又、差替えが発生した場合、同時に差替えペナルティーも徴収いたします。但し、出品店の都合による譲渡書類の引渡しの遅れ、もしくは差替え処理が長期にわたった場合は、ベイオークの判断により名義変更遅延ペナルティーを考慮するものといたします。

検査規定

■目的

第1条

ベイオークで取扱う中古自動車の商品価値を向上させる目的の為、本規定を定めるものとします。

■商品車輛検査について

第2条

ベイオーク出品車輛の商品価値検査は次の通り行うものとします。

(1) 出品検査

- ①出品店はベイオーク出品前に検査規定第3条の定めに従って出品車輛の商品検査を行い、出品車輛についての責任は全て出品店が負うものとします。
- ②出品店は出品車輛の走行機能及び機関について十分な検査を行い、全ての責任は出品店が負うものとします。
- ③出品車輛はバッテリーが良好で燃料が必要量あり、かつエンジン始動の上自走可能な車輛であること。
- ④ガス漏れ、オイル漏れ等で火災危険が予測されない車輛であること。
- ⑤乗車定員は出品店の申告義務とします。
- ⑥レンタカー・教習車・事業用上がりは出品店の申告義務とします。
- ⑦出品車輛の走行メーターの距離に疑義があるときは、走行距離記入欄に「*」マークと推定できる根拠に基づいて「\$」を表示し、推定できない場合は、「#」と明記すること。
- ⑧ベイオーク商品車輛検査規定に基づき、法的金銭的に抵触事項のない車輛であり、その他ベイオーク車輛検査規定を満たしている車輛であること。

(2) ベイオークの車輛点検及び確認点検について

ベイオーク商品車輛検査規定に基づき出品店の出品車輛を検査、点検を行いその商品車輛検査に基づいているか否かを確認して、ベイオーク品質評価点を付することとします。但し、出品車輛の機関機構等についてベイオークは関与しないものとします。

■品質基準について

第3条

《事故車》

事故車と判定する基準は、次の通りとします。

- (1) フレームの破損したもの及び交換・修正を要した車輛。(第一メンバーの交換含む)
- (2) フロントインサイドパネルの交換・修正及び修正を要した車輛。
- (3) ピラー等が損傷したもの及び交換・修正を要した車輛。
- (4) リヤトランクフロアパネル、ルームフロアパネル、リヤインサイドパネルが損傷したもの及び、交換・修正を要した車輛。
- (5) ルーフパネルの交換及び、各ルーフピラーの損傷、修正を要した車輛。
- (6) ツーボードを交換・修正及び修正を要した車輛。
- (7) クォーターパネル、エンドパネル、コアサポート、ロッカーパネル等が損傷したもの及び、交換・修正を要した車輛は事故車扱いにはなりません。但し、車輛骨格部位まで損傷したものと及び、

補修・修正したものまたは、補修・修正の悪い車輛については、事故車として取扱います。

- (8) 損傷・補修・修正した状態が不明瞭で事故の疑いがある車輛。
- (9) その他、ベイオーク品質基準内であっても事故車と判断した車輛。

上記①～⑦までについて損傷・交換又は修正を要した状態が事故に起因した疑いがある車輛。

《粗悪車及び出品中止車輛》

次のいずれかに該当する車輛とします。

- (1) 接合車、盗難車。
- (2) 機関、機構、走行機能、ブレーキ等の制動機能に異常、問題が認められた車輛。
- (3) 機関、機構等でオイル、水、燃料等の漏れが著しくひどい車輛。
- (4) トラック、ダンプ等のセットパネル、ライトバンの荷台の状態が劣悪な車輛。
- (5) 内装の汚れが著しく劣悪で、悪臭の取れない車輛。
- (6) 腐食が著しく進行し、外装が見た目にも悪い印象を抱かせる車輛。
- (7) 下見の段階で壊れる恐れのある車輛。
- (8) 出品する事により、危険が予測される車輛。
- (9) その他、ベイオーク品質基準内であっても、ベイオークが粗悪車及び出品中止車輛と認めた車輛。
- (10) 車台ナンバーの確認が出来ない車輛。もしくは、車台ナンバーの改ざん、又はその疑い等を有する車輛。

《冠水車・消火器跡車とは》

次のいずれかに該当する車輛とします。

- (1) 水害・消火器散布により機関、機構、車輛室内外等に異常、問題が認められた車輛。
- (2) その他、ベイオーク品質基準内であっても、ベイオークが冠水車（冠水車相当）・消火器散布として判断した車輛。

《接合車とは》

新品部品ではない他の車輛の一部をフロアやルーフを介して接合したもの及びに、ベイオークがそれに準ずると判断したもの。

■検査結果の尊重及び維持について

第4条

ベイオークの検査員が品質基準に基づき行った検査結果及び評価点は、ベイオークの検査員以外の何者も訂正抹消することはできません。尚、ベイオーク指定の出品申込票の記載事項等を改ざんした者は厳重処分することとします。

■出品車輛の付属品添付基準

第5条

- 1. 出品車輛には出品規定第6条による付属品を添付しなくてはなりません。
- 2. 出品車輛に付属品が欠落している場合は、出品申込票に欠落内容を明確に記入しなければなりません。

評価点基準

■評価採点について

バイオークに出品する商品車輛にはバイオークの評価点基準に基づき、バイオークが商品評価点を付することとし、これをもって落札店の品質判断に供するものとして、その評価点の基準を次の通りに定めるものとします。

評価点	評価点基準	
9点	当月登録	内装・外装ともに無傷、無加修のもの ■ 走行距離・・・20,000km以内
8点	登録より2ヶ月目～3ヶ月目まで	
7点	登録より4ヶ月目～6ヶ月目まで	
6点	登録より7ヶ月目～12ヶ月目まで	
5点	内装・外装ともに補修の必要がなく、そのままの状態で見せるもの ■ 内装・・・ 煙草跡小、シミ小程度迄で極めて良好なもの ■ 外装・・・ 小傷、エクボ程度 補修の仕上がりが極めて良好なもの（2区画まで） ■ エンジン・足回り・・・ 走行に支障なく良好なもの ■ 評価点6点以上・・・ 外品足廻り部品を装着しているもの ■ 走行距離・・・ 100,000km以内	
4.5点	内装・外装ともに補修の必要がほとんどないもの ■ 内装・・・ 煙草跡、シミ程度（クリーニングで取れるもの） ■ 外装・・・ ネジ止め部分を1区画交換（フロントフェンダー・ボンネット・ドア・トランクフード等）し、傷、小凹程度がある（2区画まで）、片側面に補修跡（仕上がりが良好なもの） ■ その他・・・ コーシンプレート欠品 ■ メーター交換車 ■ 走行距離・・・ 100,000km以内	
4点	各所補修の仕上がりが良好なもの ■ 内装・・・ 煙草穴、汚れ等があるもの 小傷、エクボが数ヶ所にあり、線傷、凹が3区画程度で補修を要するもの ■ 外装・・・ ネジ止部分を3区画まで交換したもの ■ 走行距離・・・ 150,000km以内	
3.5点	補修の必要のあるもの ■ 内装・・・ 各所に煙草穴、汚れ等があるもの ■ 外装・・・ 鈹金、塗装を必要とする傷、凹があるもの 各所補修跡があり、仕上がりの悪いもの 骨格部位に軽微な損傷のあるもの ■ 走行距離・・・ 200,000km以内	

3点	各所補修の必要があり、そのままの状態では展示できないもの	
	■ 内装	各所に煙草穴、汚れ等が多く、印象の悪いもの
	■ 外装	鍍金、塗装を必要とする傷、凹が各所にあるもの 登録より1年以上の車輛で切開交換又は、凹が大きく 交換を要するもの(ロッカーパネル・クォーター パネル等)各所色あせ、看板があるもの 数ヶ所に腐食があるもの
	■ エンジン・足回り	走行に支障があるもの
	■ その他	色替車・職権打刻車
	■ 走行不明車	
	■ 走行距離	200,000 km以上
2点	腐蝕大	
1点	冠水車、消火器跡車	
0点	事故車、事故現状車	

総合評価点以外に内装・外装の評価点はバイオーク評価点基準の基づき（A・B・C・D・E）を付与します。

評価点	内装	外装
A評価	<input type="checkbox"/> そのままの状態では展示できるもの <input type="checkbox"/> 軽微な汚れ程度のもの	<input type="checkbox"/> そのままの状態では展示できるもの
B評価	<input type="checkbox"/> 加修の必要性の低いもの <input type="checkbox"/> 軽微な汚れ・小コゲ・小傷程度のもの	<input type="checkbox"/> 加修の必要性の低いもの <input type="checkbox"/> 小傷・小凹（2～3箇所程度）、良好な補修跡のあるもの
C評価	<input type="checkbox"/> 傷、汚れ、コゲ穴、軽い破れ程度のもの	<input type="checkbox"/> 傷、凹が数箇所あるもの <input type="checkbox"/> 各所補修跡のあるもの
D評価	<input type="checkbox"/> 各所に加修を要するもの <input type="checkbox"/> 目立つ汚れ・破れ・割れ・多数のコゲ穴等あるもの	<input type="checkbox"/> 加修を要するもの <input type="checkbox"/> 大きな傷・凹が数箇所あるもの <input type="checkbox"/> 錆の多いもの <input type="checkbox"/> 再補修の必要な補修跡があるもの
E評価	<input type="checkbox"/> 大幅な加修を要するもの <input type="checkbox"/> D評価の範囲を超えるもの	<input type="checkbox"/> 大幅な加修を要するもの <input type="checkbox"/> D評価の範囲を超えるもの <input type="checkbox"/> 腐食の多いもの

(注) バイオーク評価点基準に基づく出品車輛の評価点はあくまで参考基準で商取引を円滑に行う為の目安であり、出品店が出品する車輛の品質保証をするものではありません。また、出品店は落札店の立場に立ち商品検査を十分に行い、落札店は現車をよく下見した上でセリに参加してください。尚、バイオーク評価点基準に基づく評価点に対する異議申し立ては、一切受付いたしません。

裁定規定

■目的について

第1条

本規定は、当オークションに出品される車輛から生ずる品質・その他諸問題について、これを建設的かつ円満に解決し、オークションの秩序の維持と公益性を図ることを目的とします。

■方法について

第2条

1. クレーム・トラブル及び意義申立等の問題（以下「クレーム」という）の解決は、出品店・落札店双方が、本規約を理解、遵守し協力することによって行われることとします。
2. クレーム等の解決は、ベイオークが仲介し、本規定に定められた範囲により調停を図るものとします。
3. クレーム等の解決が難航する場合は、ベイオークが総合的に判断し裁定を行います。
4. 契約者はベイオークの裁定結果に従うこととします。
5. ベイオークの裁定に従わない契約者は、ベイオークの判断により、オークションへの参加制限・参加停止・強制解約等のペナルティーを受けなければいけません。

■処理基準について

第3条

クレーム等が発生した場合、ベイオークは、それに対して次の基準を適用します。尚、クレーム等の受付期限や内容については、別に添付した「クレーム関連細則」の通りとします。

(1)クレーム等の受付期限について

クレーム等の受付期限は、基本的にオークション開催日を含めた7日以内とし、通常火曜日12:00までとしますが、次の車輛及び内容等については、次の通りとします。

①	盗難車及び車台番号の改ざん車輛と判明した場合	特に定めず
②	差押え・抵当権設定車であることが判明した場合	特に定めず
③	違法な接合車（通称ニコイチ）と判明した場合	6ヶ月以内
④	冠水と判明した場合	6ヶ月以内
⑤	走行距離が実走行と違う場合 （但し、公的な走行距離証明書類で立証できる場合）	6ヶ月以内
⑥	規格外のエンジンに寄せ替えている場合	1ヶ月以内
⑦	道路運送車輛法に定められた自動車検査（以下「車検」という）に通らない場合 但しベイオークが基準を超えた改造と判断したもので、フレーム、主要部品への溶接取り付け、寸法変更など車検証もしくは陸運局でなければ判断ができないもの。（機関・機構の不具合は除く）	1ヶ月以内
⑧	消火器跡がある事が判明した場合	1ヶ月以内
⑨	出品車輛と車検証が合致しない場合	書類発送後7日以内

⑩	保証書・リモコン類・ナビロム等付属品の有無	書類発送日含む14日以内（但し、申告が遅れた場合でもベイオークの判断で受付する場合があります）
⑪	内外装の特定の部分・内容でベイオーク検査員が確認した場合 （但し、オークション終了後1時間以内で尚且つベイオーク管理敷地内にある車輛）	当日（ネット落札は別に定める）

(2) クレーム等の範囲について

- ①修復車・輸入車・商談落札車・改造車・走行不明車については一部を除いてクレーム対象外とします。
その他の一般車が、原則としてクレーム対象車輛となります。
- ②クレーム申し立てから、確認に要する期間は1週間となります。
- ③工賃及び見積り代は免責となり、落札店負担とします。（搬出できないものや、一部ベイオークが認めた場合を除く）
- ④落札金額が20万円以下の車輛及びクレーム箇所の見積り金額の単品部品が3万円以下の場合、原則としてクレーム対象外とします。
但し、落札金額が20万円以下の車輛であっても、次の場合等はクレームを受付けます。
- ・出品申込票の誤記入については、当日（オークション終了後1時間以内で尚且つベイオーク管理敷地内にある車輛【ネット落札を除く】）に限り受付けます。
但し、ペナルティーを付随するクレームは裁定規定第3条(1)の①及び③及び④及び⑤の車輛を除きペナルティー対象外とします。
 - ・機関・機構のエンジン・ミッションに限り受付けます。（基本値引対応とし落札金額の二分の一を値引上限とする）
但し、5万円以下の車輛はこの限りではありません。
- ⑥コンピュータ関係部分のクレーム等は、ベイオークが認めた機関（ディーラー等）の確認を必要とします。
- ⑦次の行為及び項目に該当する場合、原則としてクレームの受付をしないものとします。
- ・クレーム等申立て中または申立て前にその落札店がその車輛を第三者に転売した場合。（オークション成約含む）
 - ・クレーム等申立て中または申立て前にベイオークに許可なく、その落札店がその車輛を補修・修理をした場合。
 - ・クレーム等を申し立てた落札店が、ベイオークの依頼による不良箇所のディーラー等への確認を怠った場合。もしくは、落札店が、その確認はしたが、偽った内容をベイオークに報告した場合。
 - ・内外装で目視できる部分について。
 - ・原則として純正部品以外の部品について。
 - ・同一車種において、関連箇所以外のクレームを2回以上した場合。
 - ・クレーム確認期間内に事実確認が出来ない場合。
 - ・日本国外へ輸出された車輛。
 - ・ベイオークの判断による消耗品。
- ⑧本規約にないクレーム等の裁定は、ベイオークが総合的に判断し裁定を行います。

(3) その他の処理について

- ①クレーム等のある車輛についてメーカー保証内で処理可能な場合は、落札店はその処理を優先するものとします。また、その処理が不可能な場合、出品店は、当該部品（中古>リビルト>新品）のいずれかを供給する。もしくは、相応の値引きによって処理するものとします。
- ②落札した車輛が差押えされているもしくは抵当権が設定されている場合、その出品店は、全てに優先してすみやかにそれを解除する義務を有します。

(4) 走行距離が実走行と相違するクレーム等に対する落札店及び出品店の責任と義務は次の通りです。

- ①落札店のクレーム申請期間は、オークション開催日を含む6ヶ月です。但し、車検証・保証書で確認出来るものに対しては、書類等発送後1ヶ月です。
- ②点検記録簿等で事実関係が立証できる場合、落札店はキャンセルすることができます。
- ③このクレーム等における、出品店が支払義務を負う落札店の諸経費等については、別に定めるものとします。
- ④このクレームが発生した場合の出品店の義務について。

(a) 出品店は、ベイオークが交付する調査回答要求書【日本オートオークション協議会（以下「NAK」という）と連携】にてベイオークに調査報告する義務があります。この期限はベイオークより交付された日から1週間以内とし、出品店がこの期限内に報告に応じない、適切な回答をしない場合は、出品店は、このクレームに関する全責任を負い、本規定第3条(4)に定めたペナルティー等の支払い義務を負います。

(b) このクレームの発生原因が出品店の故意・過失によるものでないとベイオークが認めた場合は、出品店は、調査回答要求書及び始末書等ベイオークが要求する書類を提出する義務を負います。また、この原因によってクレームを発生させた出品店は、ベイオークにおいて取引することはできません。また、ベイオークは、このクレームの内容・経過・処置をベイオーク会場内に掲示し、NAK及び他のオークション会場へ通達します。

(c) このクレームの発生原因が出品店の故意・過失によるものとベイオークが認めた場合は、出品店は、このクレームに対して全責任を負い、第3条(4)のペナルティー等の支払い義務を負うとともに、ベイオークは、この出品店を強制解約できることとします。

(5) ベイオークが認めた場合、キャンセル可能及びペナルティー支払い義務が発生するクレーム等について

- ①出品車輛の年式・車歴（レンタカー・事業用）の出品店の申告が事実でない場合。
- ②出品車輛のグレード・排気量・型式の出品店の申告が事実でない場合。
- ③ミッション・エアコン・パワーステアリング・ターボの有無等、出品店の申告が事実でない場合。
- ④出品店の申告がなく冠水車と判明した場合。
- ⑤法的問題車（盗難車・差押え・抵当権設定車・接合車等）と判明した場合。
- ⑥消火器跡があった場合。

出品車輛に消火器跡があり、尚且つ、ベイオーク出品申込票にその申告がなされていなかった場合、落札店はその車輛をキャンセルすることができます。また、この場合、出品店のペナルティー支払い義務はありませんが、出品店は、落札店が負担した、諸経費等を支払う義務があります。尚、事故現状車が出品できる所定のブロックの出品車輛についてはその限りではありません。

- ⑦車検有効期間の出品店の申告が事実と違う場合。その出品店は次の通りに、申告より車検有効期間が不足する月数分のペナルティーを支払う義務を有します。

(a) 車検有効期間がある場合

普通自動車	…	申告より不足する車検有効期間が1ヶ月あるごとに5,000円
軽自動車	…	申告より不足する車検有効期間が1ヶ月あるごとに3,000円

*但し、申告より不足する車検有効期限が6ヶ月以上ある場合に限り、落札店権限でキャンセルできるものとします。尚、この場合のペナルティーはかかりません。

(b) 車検有効期間がない場合（抹消していた場合）

普通自動車	…	申告より不足する車検有効期間が1ヶ月あるごとに5,000円+20,000円
-------	---	---------------------------------------

軽自動車	…	申告より不足する車検有効期間が1ヶ月あるごとに3,000円+10,000円
------	---	---------------------------------------

*落札店権限でキャンセルできるものとします。尚、この場合のペナルティーはかかりません。

但し、落札金額20万円以下の車輦でペナルティー金額が落札金額を超える場合は、落札金額を上限とします。

⑧保証書・リモコン類・ナビロム・その他部品の有無の申告が事実でない場合、その出品店は、下記の通りにペナルティーを支払う義務を有します。

(a)保証書がない場合

10万円を上限とし、落札車両価格の3%のペナルティー対応とする。

メーカー保証書の定める保証期間内においてはキャンセル可能とする。

保証書条件

- ・メーカーが発行している新車保証書とし、保証期間内の場合、保証継承が可能なもの。
- ・保証書欄にて車台番号が確認出来ること、ただし保証期間外の保証書については、当該車両の保証書である事が分かればこの限りではない。
- ・ベイオークが保証書として認めるもの。

(b) 保証書・リモコン類・ナビロム・その他部品が落札店の申告日を含む7日以上遅延した場合、落札店より減額請求できるものとします。

*輸入車の外国語版取説は取説とは認めません。(但し、並行輸入車の場合、外国語版のみ存在の場合は除く)

⑨出品者の申告がなかった事故修復車及び準骨格部位の交換があるとベイオークが認めた場合。

別に添付した「クレーム関連細則」の通りとします。

⑩その他ベイオークが定めるブロック規定によるキャンセル対象の場合。

■事実の確認について

第4条

ベイオークは、クレーム等の処理を公正に行う為に、次の方法で事実確認をする場合があります。その場合は、当該落札店及び出品店は、ベイオークに積極的に協力することとします。

- (1) ベイオークの検査員またはベイオークが認めた代理人による出張確認。
- (2) ベイオークの検査員またはベイオークが認めた代理人によるベイオーク管理敷地内での確認。
- (3) ベイオークが認めた機関（メーカー指定販売店）の確認。
- (4) 事実確認に要する費用は、落札店側負担とします。

■ワンオーナー車の規定について

1. ワンオーナーの車輦に限る。(新車保証書は無くても出品可能)
2. 検査無し車輦の出品も可能。尚、搬入・成約後の出品店名義の移転抹消は可能とします。書類有効期限付き出品も可能とします。
3. オークション日を含む3ヶ月以内であれば、1回まで商品登録されている車輦は出品可能とします。

4. 搬入・成約後の出品店の所有権設定は可能とします。

■ユーザー買取車の規定について

1. ユーザー名義の買取車輛に限ります。(ユーザー名義の状態が1ヶ月以上経過している事とします)
2. オークション開催日を含む3ヶ月以内の商品登録は可能とします。
(移転抹消登録も含み搬入・成約後も可能とします)
3. 現ユーザー・出品店名義でのオークション出品歴の無い車輛とします。
4. 年式・走行距離は問いません。

■ファーストの規定について

オークション開催日を含む3ヶ月以内にオークション、入札会等に出品歴のない車輛とします。

車輜搬入出管理規定

■目的

第1条

車輜搬入出管理規定は、市場秩序の維持・商品車輜置場の有効利用、及び商品車輜管理を明確に管理する事を目的としています。

■出品車輜の搬入出時間について

第2条

出品車輜搬入出時間は、ベイオークの指示に従うものといたします。

■商品車輜搬入出の手続きについて

第3条

1. 搬入はベイオーク出品車輜に限ります。
2. 搬入については、出品規定に定められた諸条件を整えて、係員の指示により指定の商品置場に出品店が配置するものとします。
3. 搬出については、落札車・流札車を問わず、ベイオークが定める引取書の発行手続きをもって搬出するものといたします。

■商品車輜搬出の時期について

第4条

1. 落札車、流札車においても、オークション開催日の2日後（通常金曜日）午後5時までに引き取るものといたします。それ以後引取のない車輜は、次回オークションに再出品するものといたします。
2. 車輜搬出後の事故損傷・盗難等については、ベイオークは一切の責任を負う事ができませんので、必ず車と出品申込票の車輜説明書とを見比べて異常がないかよく確認をして下さい。
3. ワンプラ落札車輜の搬出期限は、落札日の2日後午後5時までとなります。搬出期限日がベイオーク休業日の場合は翌日午後5時までとします。

■放置車・不明車について

第5条

1. 当オークション開催日以後、2日目の午後5時を越えた車輜は放置車として取扱い、第6条の損害保障の対象といたしません。また、敷地内における事故損傷・盗難等についてベイオークは一切責任を負わないものとします。
2. 放置車は、下記のごとく処理いたします。
 - (1) ベイオーク管理敷地外等へ移動します。
 - (2) 移動中、及びベイオーク管理敷地外における事故損傷・盗難等については、ベイオークは一切の責任を負わないものとします。
 - (3) 放置車については、放置駐車料として1日5,000円を徴収いたします。徴収に応じない時は月末締めで、保証金中より、自動的に当該金額を差引いたします。
 - (4) 警告を行った上、1週間を経過した後、強制的に陸送もしくは廃棄処分する事があります。この場

合の陸送費用・廃棄費用等は放置者負担とし、徴収又は自動的に保証金中より差引くものとします。

3. 不明車については、ベイオークの判断で処理をします。

■損害保障について

第6条

オークション開催日前後、2日間における盗難及び損傷については、ベイオークが保障いたします。但しその期間内においても次のものは対象といたしません。

- (1)天災のとき。(地震・台風・津波・その他)
- (2)第6条(1)に伴う二次災害のとき。
- (3)その他、ベイオークの責任が認められないとき。

■事故等による責任について

第7条

1. 本規定にかかわる商品車輛の輸送中の事故トラブル等については、ベイオークは一切の責任を負わないものとします。
2. 本規定にかかわる商品車輛の引取書発行済みのものについての事故、トラブル等でベイオークは一切の責任を負わないものとします。

自動車税規定

■目的

第1条

自動車税規定はベイオークにおいて、取引された車輛のうち車検有効期間のある車輛の自動車税負担の原則を損なわぬよう図る事を目的とします。

■取扱対象車輛について

第2条

車検有効期間が開催日から30日以上あるもので、出品申込票の検査期限欄に記入の有るものとし、記入の無いものは自動車税の権利を放棄したのものとして取り扱うものとします。但し、車検有効期間が開催日から30日以上あるものであっても、出品店の都合により検無としようとする場合は、自らナンバープレートを外して出品するものとします。検付として取扱う車輛は、原則として当年度までの自動車税が完納されているものとします。

■自動車税の預り額及び還付額について

第3条

1. 検付車輛落札時に落札店より開催日翌月からの自動車税の年度内残額相当分をベイオークが預かり、登録結果（移転登録／抹消登録）によりお支払いいたします。
2. 出品店は年度内の自動車税を納めているものとし、開催月までの自動車税を負担するものとし、それ以後は落札店の負担とする為、名義変更後のコピーがベイオークに到着後、名変日により出品店に預り金よりその額を支払い、差し引いた額を落札店に返金するものとします。
*但し、3月開催分は翌年度分（12ヶ月分）をお預かりいたします。
3. 軽自動車の場合、名義変更保証金10,000円を落札店からお預かりいたします。
3月開催については名義変更保証金として落札店より上限12,900円お預かりいたします。
4. 軽自動車については落札店がベイオークに名義変更後のコピーを提出した後、名義変更保証金10,000円を全額返金いたします。
但し3月開催については名義変更保証金として落札店より上限12,900円お預かりさせて頂き、名義変更の結果により自動車税相当額として出品店にお支払いいたします。
 - (1) 移転登録・・・落札店よりの預り金は、出品店へ全額お支払いいたします。
*但し、3月開催分は同月内移転登録の場合、落札店へ全額返金となります。
 - (2) 抹消登録・・・落札店よりの預り金は、抹消登録月により下記の通りお支払いいたします。
*但し、3月開催分は同月内移転登録の場合、落札店へ全額返金いたします。

	AA開催月	AA開催翌月
出品店	0	1ヶ月
落札店	預り金全額	預り金－1ヶ月

5. 自動車税の未納の取り扱いについて

車検・登録時に自動車税の未納があった場合、落札店は納税義務者に代わり滞納金を納付できるものとし、この場合、出品店は落札店に対して自動車税滞納金を支払わなければいけません。

落札店より、年度内の自動車税の一部もしくは全額の未納が発覚した場合、出品店に対して10,000円のペナルティーを徴収します。

尚、納付期間は、未納が発覚した日を含め3日以内に納付しなければならないものとします。

■ 二次抹消について

第4条

移転登録後に抹消登録された場合、落札店からの申し出により還付金相当額を出品店に請求して落札店に精算します。但し、抹消登録日を含め15日以内（ベイオークの営業日のみ加算）にベイオークへ抹消登録が確認できる書類の提出の義務を有します。

■ 決済について

第5条

自動車税預り金は、車輛代金と同時に徴収いたします。

■ 支払方法について

第6条

前条による名義変更等の写しによる処理は、月2回の集計により計算を行い、ベイオーク所定の手続きにて支払い及び返金するものとします。